

令和元年度 ワークライフバランス推進強化月間における取組（内閣府）

○ 省全体における取組

(1) 長時間労働の是正

- ・ 事務次官からワークライフバランス推進に向けたメッセージを発信
- ・ 超過勤務予定の事前確認及び事後の残業時間の実績把握による適正な時間管理の促進 ※
- ・ 業務効率化等に資する取組一覧を示し、その中から各部局が実施できる取組を選択して実施 ※

(2) 働く場所と時間の柔軟化による多様な働き方の推進

- ・ 交通需要マネジメント（TDM）試行に係る期間（7月22日～8月2日・8月19日～30日）に、休暇の取得・テレワークの積極的な実施・時差出勤を奨励
- ・ テレワークデイズ2019（7月22日～9月6日）の集中取組日（7月22日～8月2日）の期間中は、1日あたり1割以上の本府常勤職員がテレワークを実施
また、テレワークデイズ2019の期間中に、本府常勤職員（テレワークに制約のある職員を除く）は少なくとも1回のテレワークを実施

(3) 休暇等の取得促進

- ・ 夏季休暇に年次休暇を組み合わせて、1週間以上の連続休暇の取得を促進するなど、1年を通じて少なくとも年次休暇5日の取得を促進 ※
（例：超過勤務時間の多い者をはじめ、まとまった休暇取得を促進）
- ・ 家族の行事、記念日等に合わせた計画的な休暇取得を促進 ※

(4) 職員の意識改革に向けた支援

- ・ 働き方改革の実現に資する研修及び講演会の実施（管理職マネジメント研修、働き方改革講演会等）

※は、月間における取組を契機に、年間を通じて継続と定着を図る

○ 「ゆう活」実施概要

- ・ 実施期間：令和元年7月及び8月の2か月間 ※部局の判断で9月も実施可能
- ・ 実施概要等：フレックスタイム制等の活用により、職員の希望や業務状況に応じて、期間中10日以上実施